

## 合併サポーター制度運営要綱

### （目的）

第1条 市町村の合併の特例等に関する法律（以下「合併新法」という。）の下における市町村合併の取組や合併後の市町村の新しいまちづくりの取組を積極的に支援するため、合併サポーター制度を設けるものとする。

### （任務）

第2条 合併サポーターは、都道府県、市区町村又は民間団体等（以下「地方公共団体等」という。）からの依頼に基づき、合併新法の下における市町村合併の取組や合併後の市町村の新しいまちづくりの取組に対する支援に関する助言又は情報の提供等（以下「助言等」という。）を行うものとする。

2 前条の助言等の形式は、概ね次のとおりとする。

- 一 研修会、セミナー及びシンポジウムにおける講演
- 二 パネルディスカッションにおけるパネラー及びコーディネーターとしての参加
- 三 研究会等の委員としての参画
- 四 その他総務省自治行政局合併推進課長が適当と認めるもの

3 合併サポーターは、総務省からの依頼に基づき、合併新法の下における市町村合併の取組や合併後の市町村の新しいまちづくりの取組に対する支援施策に関する助言等を行うものとする。

### （依頼）

第3条 合併サポーターの助言等を希望する地方公共団体等は、別紙様式により必要な事項を明らかにして、総務省にあつせんを依頼するものとする。

### （あつせん）

第4条 総務省は、前条の依頼を受けた場合には、その依頼内容を検討し、必要と認めるときは、合併新法の下における市町村合併の取組や合併後の市町村の新しいまちづくりの取組に対する支援に関する専門分野の合併サポーターを選定し、地方公共団体等にあつせんするものとする。

### （報告）

第5条 前条の規定によりあつせんされた合併サポーターから助言等を受けた地方公共団体等は、その結果を総務省に速やかに報告するものとする。

## 附 則

### （施行期日）

この要綱は、平成18年10月13日から施行するものとする。